

定 款

株式会社 タムラ製作所

第 1 章 総則

第1条（商 号）

当社は株式会社タムラ製作所と称する。

英文では TAMURA CORPORATION と表示する。

第2条（目 的）

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種変成器の製造販売
2. 電気通信機械器具・電子応用機械器具・精密機械器具及び医療用具の製造販売
3. 機械器具設置工事業
4. 電気工事業・電気通信工事業及びその他前各号に付帯する建設工事の請負
5. 金属工業製品・化学工業製品及び窯業製品の製造販売
6. 半導体及びその応用製品の製造販売
7. 前各号に付帯する一切の事業ならびに投資

第3条（本店の所在地）

当社は本店を東京都練馬区に置く。

第4条（機関の設置）

当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は2億5千2百万株とする。

ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

第7条（株券の発行）

（削 除）

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は100株とする。

第9条（単元未満株式の買増し）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

第11条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第12条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に係わらず、取締役会決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第13条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

第14条（招集権者及び議長）

総会は取締役社長がこれを招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役が総会を招集し議長となる。

第15条（決議方法）

総会の決議は、法令または本定款に特別の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、この場合は、あらかじめ代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 18 条（議事録）

総会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（員 数）

当社の取締役は 3 名以上 10 名以内とする。

第 20 条（選任及び解任）

取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 21 条（任 期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了するときまでとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長・取締役社長各 1 名、取締役副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条（取締役会）

取締役会は、取締役社長または取締役会が定めた取締役がこれを招集する。

取締役会の議長は取締役会で定めた取締役が議長となる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の一週間前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
5. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

第24条（報酬）

取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。

第25条（取締役の責任の一部免除および責任限定契約）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。

第5章 執行役員

第26条（執行役員）

当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

2. 執行役員の職務については、取締役会が別途定める執行役員規定に基づくものとする。

第6章 監査役及び監査役会

第27条（員数）

当社の監査役は、3名以上5名以内とする。

第28条（選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第30条（常勤の監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第31条（監査役会）

監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の一週間前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

第32条（報酬）

監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。

第33条（監査役の責任の一部免除および責任限定契約）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって監査役（監査役であつた者を含む）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。

第7章 会計監査人

第34条（選任）

会計監査人は株主総会の決議をもって選任する。

第35条（任期）

会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において、別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第36条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第37条（会計監査人との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。

第 8 章 計算

第 38 条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 39 条（剰余金の配当）

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 40 条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会の決議により、市場において行う取引又は金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付の方法により自己株式を取得することができる。

第 41 条（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

昭和44年 6月 1日 制定

平成10年 6月26日 一部改定（第5条）

平成14年 5月 1日 改定（第5・5条の2・7・7条の2・8・9・15・17
25・34・附則）

平成15年 6月27日 一部改定（第8条・第9条・第13条）

平成16年 6月29日 一部改定（第6条 新設、附則1削除）

平成17年 6月29日 一部改定（第5章 新設、章及び条項繰下げ）

平成18年 6月29日 一部改定（会社法施行に伴う加除・修正）

平成19年 6月28日 一部改定（責任限定追加および条項繰下げ）

平成21年 6月26日 一部改定（目的の一部追加および株券電子化に伴う変更）

平成22年 6月29日 一部改定（単元未満株式の買増し）

平成24年 6月28日 一部改訂（第5条 公告方法の変更）

平成27年 6月26日 一部改訂（第25条第2項 取締役の責任限定契約）
（第33条第2項 監査役の責任限定契約）

平成29年10月 1日 一部改定（第8条 単元株式数の変更）

2019年 6月26日 一部改定（第23条 取締役会の招集権者および議長）

2022年 6月28日 一部改定（第17条 参考書類等のインターネット開示 削除
電子提供措置等 新設）

※2023年3月2日 附則削除